（法第十条第三項の支給期間の特例）

第八条の五　法第十条第三項の内閣官房令で定める支給期間についての特例は、同項に規定する事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から同条第一項により算定される支給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）を同項の規定による支給期間に算入しないものとする。

［条を加える。］

別記様式第４（第８条、第８条の４関係）

受給期間延長等申請書

①申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
②退職年月日	令和　年　月　日					
③この申請書を提出する理由	イ　妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ　事業を開始等したため 具体的理由（　　）					
④③のイの理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
⑤職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで					

失業者の退職手当支給規則第８条第１項・第８条の４第２項の規定により上記のとおり申請します。

令和　年　月　日

公共職業安定所長　殿

申請者氏名

※処理欄	延長期間　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで									
	所長		次長		課長		係長		係	

注　意

1　この申請は、申請書の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。

2　⑤欄の期間が３年を超えるときは、最大限３年間まで認められるものである。

3　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第５（第８条、第８条の４関係）

受給期間延長等通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	令和　年　月　日		
受給期間延長等の理由	イ　妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就くことができないため ロ　事業を開始等したため 具体的理由（　　）		
職業に就くことができない期間又は事業を実施する期間	令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで		
延長等後の受給期間満了年月日	令和　年　月　日		

失業者の退職手当支給規則第８条第５項・第８条の４第４項の規定により上記のとおり受給期間を延長等する。

令和　年　月　日

管轄公共職業安定所の所在地

公共職業安定所長名

注　意

1　この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。

2　受給期間延長等申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、申請書を提出する理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。

3　受給期間延長等の理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。

別記様式第４（第８条関係）

受給期間延長申請書

①申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
②退職年月日	令和　年　月　日					
③職業に就くことができない理由						
④③の理由が疾病又は負傷の場合	傷病の名称		診療担当者			
⑤職業に就くことができない期間	令和　年　月　日から　令和　年　月　日まで					

失業者の退職手当支給規則第８条第１項の規定により上記のとおり申請します。

令和　年　月　日

公共職業安定所長　殿

申請者氏名

※処理欄	延長期間　令和　年　月　日から令和　年　月　日まで									
	所長		次長		課長		係長		係	

注　意

1　この申請は、申請書の住所又は居所を管轄する公共職業安定所に受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合は、退職票）を添えて提出すること。

2　⑤欄の「職業に就くことができない期間」とは、③欄の理由により職業に就くことができない期間のことで、その期間が３年を超えるときは、最大限３年間まで認められるものである。

3　※印欄には、記載しないこと。

別記様式第５（第８条関係）

受給期間延長通知書

申請者氏名		受給資格証番号	
申請受理年月日	令和　年　月　日		
受給期間延長の理由			
延長後の受給期間満了年月日	令和　年　月　日		

失業者の退職手当支給規則第８条第４項の規定により上記のとおり受給期間を延長する。

令和　年　月　日

管轄公共職業安定所の所在地

公共職業安定所長名

注　意

1　この通知書は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。

2　受給期間延長申請書の記載内容に重大な変更があつたとき（例えば、職業に就くことができない理由や期間に変更があつたとき）には、速やかにその旨を申し出るとともに、この通知書を提出すること。

3　職業に就くことができない理由がやんだときは、速やかにその旨を届け出るとともに、受給資格証（受給資格証の交付を受けていない場合には、退職票）に添えてこの通知書を提出すること。